

B S E 発生農家支援策の概要

1. 家畜伝染病予防法の手当金
疑似患畜として殺処分されたものについては、能力・血統等を踏まえた評価額の4/5の手当金を交付。(患畜については、評価額の1/3の手当金を交付)

2. 家畜共済の共済金
疑似患畜として殺処分されたものについては、共済価額(共済加入時の評価額)から手当金を控除した額を支払い。

また、患畜について、廃用事故に含めることとし、共済金の支払い対象とした(H14.1.9以降)。

3. B S E 発生農家経営再建支援事業(3例目まで)
発生農家の経営再建支援対策として、疑似患畜の処分等に伴い必要な乳牛の導入1頭当たり5万円の導入支援金を交付。

4. **B S E 発生農家経営再建支援等事業**
酪農互助システム支援対策(4例目から)
(社)中央酪農会議は、発生農家(疑似患畜農家を含む。)の円滑な経営継続を図るための互助システムを構築し、初妊牛等の導入に要する経費(市場平均価格+2万円/1頭)及び初妊牛等の導入に伴う生乳生産の減少による所得低下を緩和するために必要な経費(10万円/1頭)を交付。

肉用牛支援対策(8例目から)
農畜産振興機構理事長が適当と認める団体は、発生農家(疑似患畜農家を含む。)の円滑な経営継続を図るため、素牛等の導入に要する経費(市場平均価格+1万円/1頭)及び所得の低下を緩和するために必要な経費(素牛等1頭当たり乳用種7万円、交雑種12万円、肉専用種17万円)の4分の3以内の額を交付。

注：1 肉用牛の場合、生産者の抛出がないため、交付額は補助金分のみ。
2 このほか、B S E 発生地域やB S E 確認と畜場に対する支援を実施。

5. その他
家畜疾病経営維持資金
農協等より、家畜伝染病発生農家の経営再開に要する資金を融通(年利0.975%以内、償還期限5年以内、うち据置期間2年以内、貸付限度額個人20百万円・法人80百万円)。

農業近代化資金
農協等より、乳牛の導入等に要する資金を融通(年利0.7%、償還期限7年以内、うち据置期間2年以内、貸付限度額個人18百万円・法人20百万円)。

農業漁業金融公庫資金(スーパーL資金)
農林漁業金融公庫より、認定農業者が乳牛の導入等に要する資金を融通(年利0.45~0.7%、償還期限25年以内、うち据置期間10年以内)。

(注) の金利については15年5月現在

(補足)
・疑似患畜とは、
ア 当該牛が1歳になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、患畜と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与歴についての調査結果が得られない場合は、患畜の生まれた農場(牛群)において、患畜が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛。

イ 患畜が発病する前2年間以内及び発病後に患畜から生まれた産子。